

第1号被保険者

令和5年度版

65歳以上の方の

介護保険の保険料

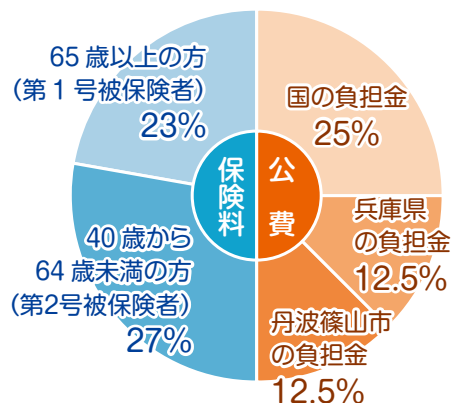


あなたの保険料が介護保険の財源の一部を支えています。

介護保険は、みなさんが納める「保険料」と、国、県、市が負担する「公費」を財源としています。

介護サービス費にかかる費用のうちの23%が65歳以上の方の保険料でまかなわれています。また、高齢者支援や他の施策の実施にも使われています。

介護保険給付費の財源構成



丹波篠山市

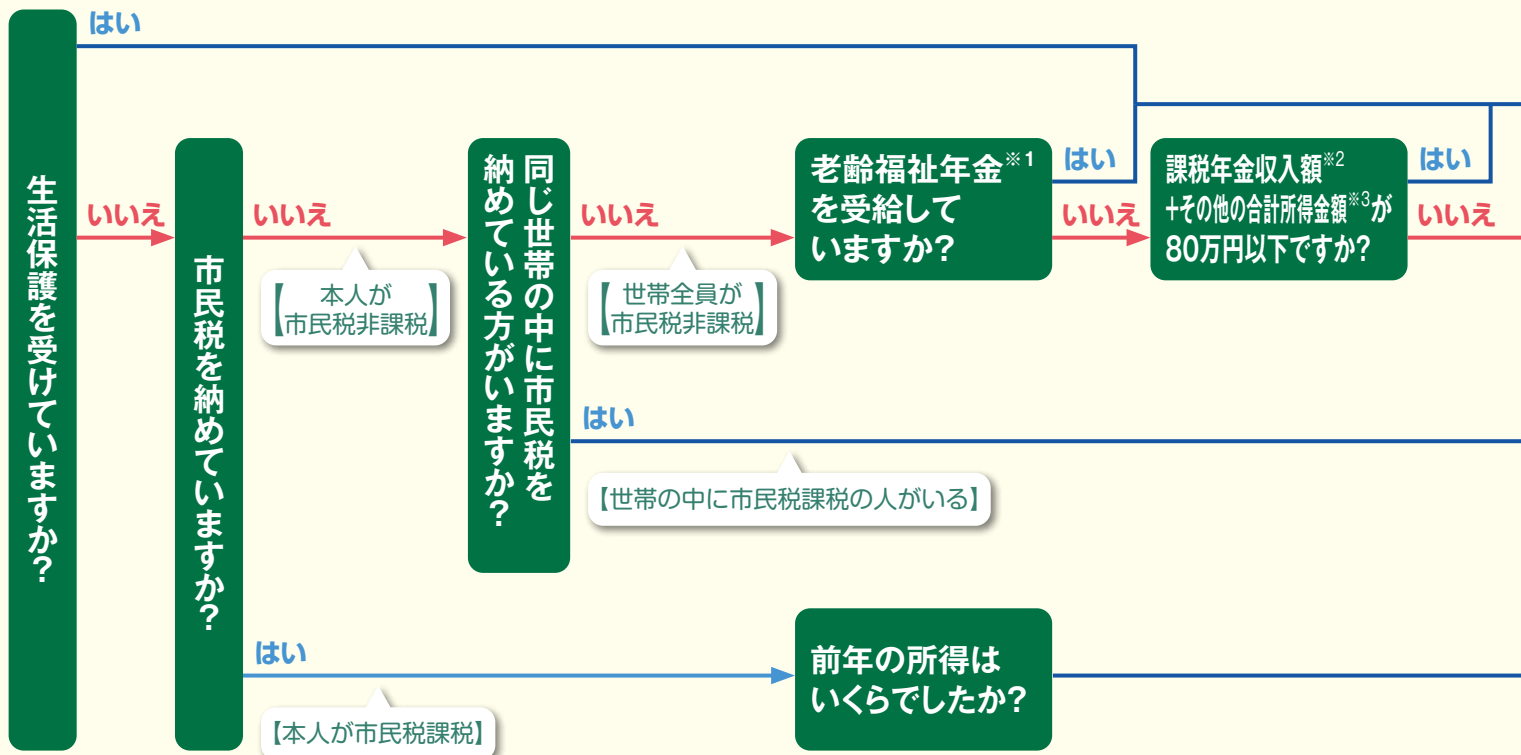
介護保険料(第1号被保)

◆介護保険料の決まり方

介護サービスに係る費用などに応じて、市町村ごとに介護保険料の基準額を決定します。その基準額に保険料率を乗じて、段階ごとの年間保険料額を決めています。丹波篠山市では、ご本人の所得や、世帯の課税状況から、段階を12段階に分けています。



●あなたの介護保険料は？



- ※1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。
- ※2 課税年金収入額…市町村税の課税対象となる年金(障害年金、遺族年金などの非課税年金は除きます)で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいいます。
- ※3 その他の合計所得金額…合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。
- ※4 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費などの所得控除をする前の金額です。

●介護保険料の納め方は、年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収

◆年金が年額18万円以上の方は特別徴収(年金からの天引き)で納めます

●年6回ある年金の定期支払いの際、その受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

特別徴収対象年金

- 老齢(退職)年金 ●障害年金
- 遺族年金

仮徴収

前年度2月と同額の保険料を納めます。(仮徴収額変更対象者を除く)

4月(1期) 6月(2期) 8月(3期)

本徴収

確定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いて3回に分けて納めます。

10月(4期) 12月(5期) 2月(6期)

◆年金が年額18万円未満の方は普通徴収で納めます。

- 普通徴収の方は、保険料の年額を9回(期)に分けて納めます。
- 丹波篠山市から納付書を送付しますので取り扱い金融機関等で納めてください。

〈納付書で納める方〉

手続き

- 1
- 2

※特別徴収(年6回)も普通徴収(年9回)もできるだけ1回あたりの金額が同じになるように、設定しています。

（保険者）のお知らせです。

基準額 (年額) = 丹波篠山市で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分 (23%) ÷ 丹波篠山市に住む65歳以上の方の人数

保険料は所得の低い方などの負担が大きくなるように、本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に設定しています。

令和3年度～令和5年度の丹波篠山市の基準額 76,560円 (年額)

令和5年度介護保険料段階表

※介護保険料は3年ごとに見直しになります。

段階	対象者	保険料年額	保険料率	
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が 80万円以下 の人	22,970円	基準額×0.3	
第2段階	本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が 80万円超120万円以下 の人	38,280円	基準額×0.5
第3段階		前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が 120万円超 の人	53,600円	基準額×0.7
第4段階		前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が 80万円以下 の人	66,990円	基準額×0.875
第5段階	本人が市民税課税 世帯に市民税課税の人がいる	第4段階以外の人	76,560円	基準額×1.0
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額*4が 120万円未満 の人	88,050円	基準額×1.15
第7段階		前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満 の人	99,530円	基準額×1.3
第8段階		前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満 の人	111,020円	基準額×1.45
第9段階		前年の合計所得金額が 320万円以上400万円未満 の人	122,500円	基準額×1.6
第10段階		前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満 の人	133,980円	基準額×1.75
第11段階		前年の合計所得金額が 600万円以上800万円未満 の人	145,470円	基準額×1.9
第12段階		前年の合計所得金額が 800万円以上 の人	156,950円	基準額×2.05

通徴収の2通りに分かります

す。
れま
す。
取分
を
5期)

◎**年金額が年額18万円以上の人でも、こんなときは普通徴収で納めます。**

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき
- 年金担保、現況届未提出等の理由で年金が停止又は全額支給でなくなったとき など

は便利で確実な口座振替を> 忙しい方、なかなか外出ができない方は、介護保険料の口座振替が便利です。

介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。

市役所窓口または、取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

1回あたりの金額に差があるときも、年間の保険料額が変わるわけではありませんので、ご了承ください。



介護保険料 Q & A



Q サービスを利用しなくても保険料は払うの？
納めた保険料は返してもらえますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

Q 納め方は選べるの？

A 介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので、納め方を自分で選択することはできません。

Q 所得が少なくても保険料を払わなければならないの？

A 所得の少ない方については、無理のないよう、低い保険料額になっています。

Q 身体障害者手帳を持っていますが、保険料を払わなければなりませんか？

A 介護保険は、身体障害者手帳の所持者であっても加入し、保険料を支払わなければなりません。障害福祉サービスと等しい介護保険サービスがある場合、介護保険サービスを優先して受けることになっているため、身体障害者手帳をお持ちの方であっても介護保険の被保険者となります。

詳しくは長寿福祉課介護保険係へお問い合わせください。

納め忘れに注意しましょう

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用する際に、通常はかかった費用の1割（所得が一定以上ある方は2割または3割）ですが、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

利用者がいったんサービスの全額を負担し、その後申請により保険給付分が支払われます。



1年6か月以上滞納すると

滞納している保険料の額を本来支給される金額から差し引くこともあります。



2年以上滞納すると

利用者の負担が3割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

65歳以上の方の介護保険料についてのお問い合わせは

丹波篠山市 長寿福祉課 介護保険係
TEL 079-552-6928 (直通)